

子どもの貧困対策計画（案）について

1 概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項に規定する市町村計画（以下「子どもの貧困対策計画」という。）について、案を作成したため報告します。

2 検討状況

(1) 文京区地域福祉推進協議会

令和4年5月30日（月） 「子ども・子育て支援事業計画の見直し等について」
令和4年8月23日（火） 「子どもの貧困対策計画の策定等の検討状況について」
令和5年1月24日（火） 「子どもの貧困対策計画（案）の策定について」

(2) 文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども部会

令和4年8月1日（月） 「子どもの貧困対策計画の策定について」
令和4年10月20日（木） 「子どもの貧困対策計画の策定について」
令和5年1月12日（木） 「子どもの貧困対策計画（素案）のパブリックコメントの結果について」
「子どもの貧困対策計画（案）について」

3 子どもの貧困対策計画（素案）のパブリックコメントの実施結果

(1) パブリックコメント

実施期間：令和4年10月31日（月）から令和4年11月30日（水）まで
募集結果：1人 3件

(2) 意見及び意見に対する区の考え方

別紙1のとおり

4 子どもの貧困対策計画（案）

別紙2のとおり

5 今後の予定

令和5年2月 議会報告（子ども・子育て支援調査特別委員会）
3月 計画策定

パブリックコメントにおける意見と区の考え方

| No | ご意見（原文） | 区の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | <p>4-4-1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援について 対象年齢の引き下げを提案する。 ノーベル経済学賞受賞のヘックマン教授による研究で、5歳までの幼児教育が最も費用対効果が高く、社会に寄与する投資となることがわかっている。就学前の子どもについても、達成感、自己肯定感を得られる課外活動への経済的援助は有効であると考え。大人になって、文化的活動の経験不足が問題となっていることも考慮すると、幅広い年代への投資は意味が大きいと考える。</p> | <p>4-4-1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援について 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業については、国で定められた実施要領に基づき「貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進すること」を目的として実施しております。 本区の生活困窮世帯学習支援事業の対象は、小学校4年生から高校生世代までの子ども及び保護者となっており、高校生世代については進路選択等に関する支援として、文化的活動や経営者によるキャリア講座なども実施しております。 今後とも、より学習習慣を含めた生活習慣の定着や、自らの頑張りや物事を乗り越えていく達成感及び自己肯定感の形成も行うことができる効果的な事業について、引き続き研究してまいります。</p> |
| 2 | <p>4-4-2 入学支度資金融資あっせんについて 高等教育をあきらめることなく、自分の能力と努力によって進路を自由に切り開けるようにするには、入学前の経済的負担を減らす必要があると考える。入学後に学費を払うのも多大な負担だが、現状の入試制度では、出願や出願指導にも多くのお金がかかる。教育以外に流用できないように工夫したうえで、無利子の貸付や、学校での課外授業の提供、出願へ向けた個別指導など、だれも取り残さない施策を希望する。</p> | <p>4-4-2 入学支度資金融資あっせんについて 区は、無利子の入学支度資金の融資あっせんのほか、高校入学時の学用品の購入費等に充てるための給付型奨学金の支給を行っており、経済的に困窮する世帯の就学の機会の確保を図っております。また、区独自制度として、学習塾授業料等助成事業において、就学援助費の補助対象者への学習塾授業料等の学校外学習にかかる費用を助成しております。なお、東京都では受験生チャレンジ支援貸付事業において、中学3年生・高校3年生を対象として学習塾等受講料や高校・大学受験料の貸付を実施しています。</p> |

| No | ご意見（原文） | 区の考え方 |
|----|---|---|
| 3 | <p>4-4-5 塾代等助成事業について</p> <p>対象が中学2-3年生とあるが、それでは遅すぎると思う。経済的に困難な状況にあることを小学校高学年にもなれば子どもは意識している。中学受験をする子どもも多い中、高校受験で自分の可能性を広げたいという意欲のある子どもが、経済的な理由であきらめることがあってはならない。いまは小学校6年生から高校受験を見据えたコースが始まっている中、中学2年になって塾へ通うことが、本当にポテンシャルのある子どもたちを救い上げることができるのか不明。すべての子どもに高等教育を利用する機会を与え、機会の平等を達成し、支援することは、児童の権利条約第28条の条文にも記載されている。</p> <p>小学校・中学校を通して、例えば塾、公文、そろばん、芸術分野、スポーツ分野など、劣等感を克服できるような機会を与えてあげてほしい。</p> | <p>4-4-5 塾代等助成事業について</p> <p>塾代等助成事業については、中学2年生、3年生の就学援助費の補助対象者に学習塾等の学校外学習にかかる費用を区独自事業として実施しており、令和4年度から中学校2年生の助成金額を昨年度までの5万円から3年生と同額の10万円に増額し、経済的に困窮する世帯の高等教育の就学の機会負担軽減を目的として制度の拡充を図っております。</p> <p>東京都で実施している受験生チャレンジ支援貸付事業よりも、早い段階の中学2年生から区独自で支援しており、事業の更なる拡充については、利用者アンケート結果等を参考に、より効果的な事業になるよう努めてまいります。</p> |

「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画（追補版）

文京区子どもの貧困対策計画

【案】

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 計画策定の考え方 | 1 |
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 子育て支援計画の性格・構成 | 1 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の進行管理 | 2 |
| 第2章 子どもの現状 | 3 |
| 1 人口等の推移 | 3 |
| 2 関連データ | 6 |
| 3 課題 | 7 |
| 第3章 計画の体系・計画事業 | 8 |
| 1 計画の体系 | 8 |
| 2 計画事業 | 9 |
| 資料編 | 15 |
| 資料1 子育て支援計画の沿革 | 16 |
| 資料2 子どもの生活状況調査 | 18 |
| 資料3 計画の検討体制 | 19 |
| 資料4 計画の検討経過 | 34 |

第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的

文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の1つとして、令和元年度に「子育て支援計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、子どもの最善の利益を守るよう、文京区の特徴を反映した子育て支援施策を推進しています。

子どもの貧困対策については、「文の京」総合戦略や子育て支援計画等に基づき、これまでも総合的に取組を進めてきましたが、国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）を令和元年6月に改正し、区市町村における計画策定の努力義務が課せられました。そのため、文京区では子どもの貧困対策計画の策定に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響を捉えつつ、子どもを養育する家庭の生活状況を調査する「文京区子どもの生活状況調査」を令和3年度に実施しました。

こうした法改正や社会状況の変化を踏まえ、子どもの貧困対策法に基づく子どもの貧困対策計画を、子育て支援計画の追補版として策定します。

2 子育て支援計画の性格・構成

子育て支援計画は、福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により定める文京区の行動計画、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により定める子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策法第9条第2項の規定により定める子どもの貧困対策計画としての性格も併せもつものです。

| 法律に基づく計画名 | 根拠法令 | 本区における計画名 |
|---------------|------------------------|-----------|
| 次世代育成支援行動計画 | 次世代育成支援対策推進法 第8条第1項 | 子育て支援計画 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法 第61条第1項 | |
| 子どもの貧困対策計画 | 子どもの貧困対策法 第9条第2項 | |

3 計画の期間

子どもの貧困対策計画は、現行の子育て支援計画と同様、令和6年度までを計画期間とします。

4 計画の進行管理

子どもの貧困対策計画は、現行の子育て支援計画において実施している進行管理の中で行います。

第2章 子どもの現状

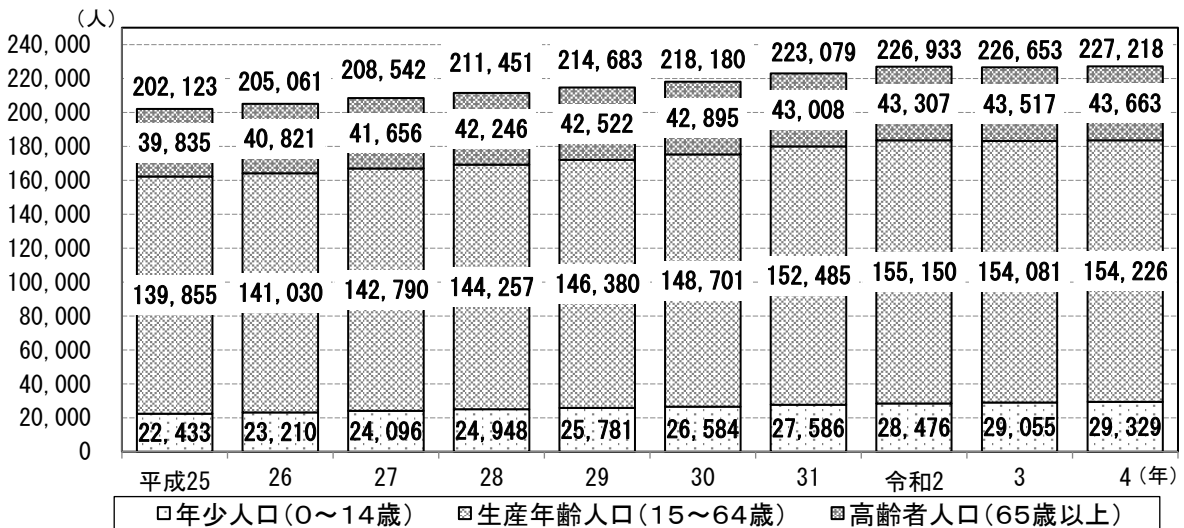
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

近年増加傾向にあった文京区の人口は、令和3年に減少に転じましたが、令和4年には再び増加し、令和4年4月1日現在、227,218人となりました。

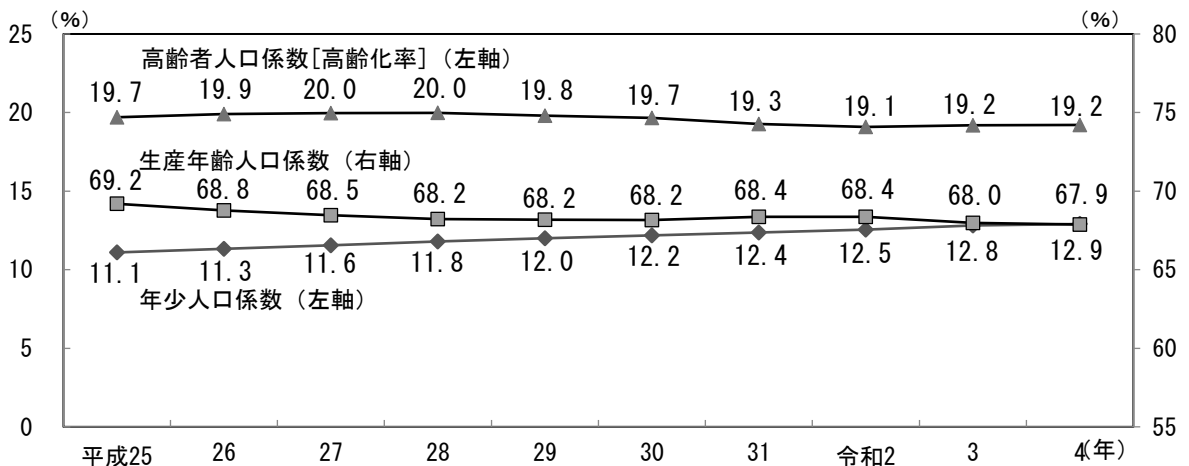
年少人口（0～14歳）については、令和4年4月1日現在、29,329人と増加傾向が続き、構成比の割合も12.9%と徐々に高くなっています。

【図表】2-1 人口の推移（文京区）



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京区人口統計資料（各年4月1日現在）

【図表】2-2 年齢3区分別人口（構成比）の推移（文京区）

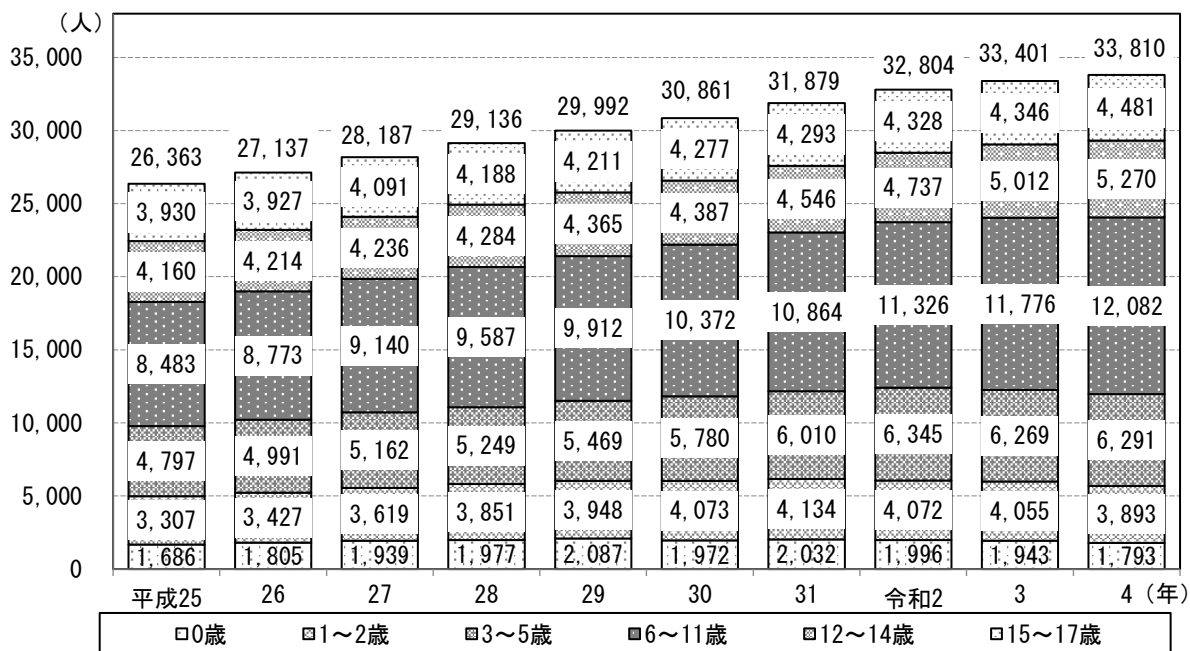


資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京区人口統計資料（各年4月1日現在）

(2) 18歳未満の児童人口の推移

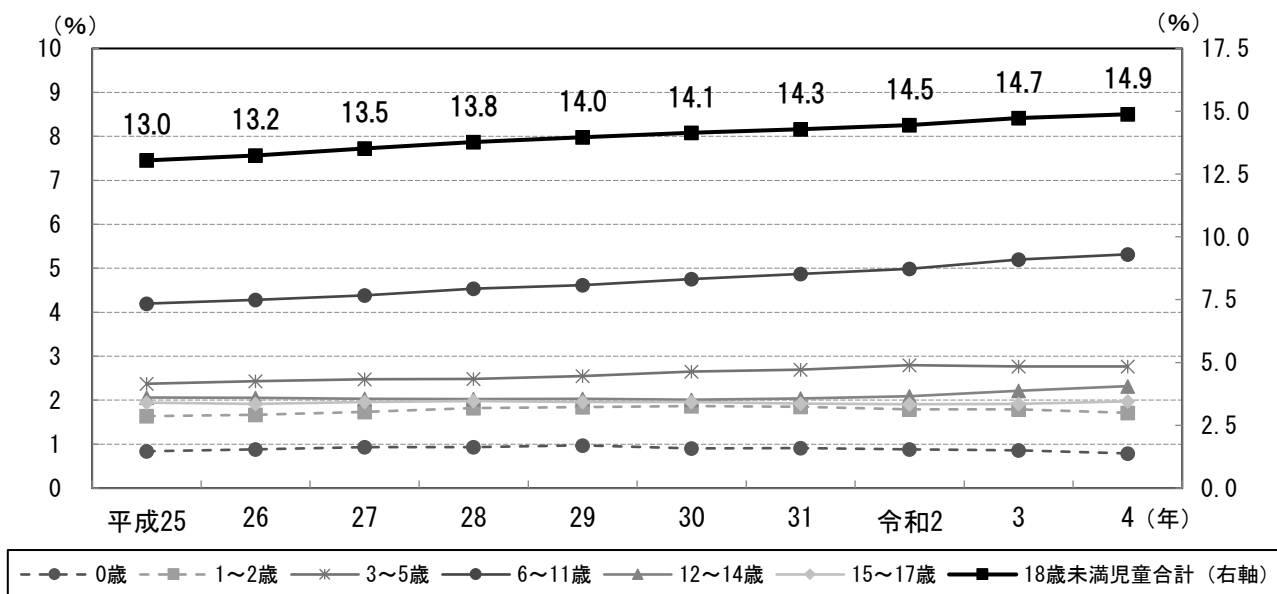
令和4年4月1現在の18歳未満の児童人口は33,810人で、総人口に占める割合は14.9%となっています。前回の子育て支援計画の策定年度である平成26年に比べて令和4年は、人数では6,673人増加し、総人口に占める割合も1.7ポイント増加しています。

【図表】2-3 18歳未満の児童人口の推移（文京区）



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京区人口統計資料（各年4月1日現在）

【図表】2-4 18歳未満の児童人口の総人口に占める割合の推移（文京区）



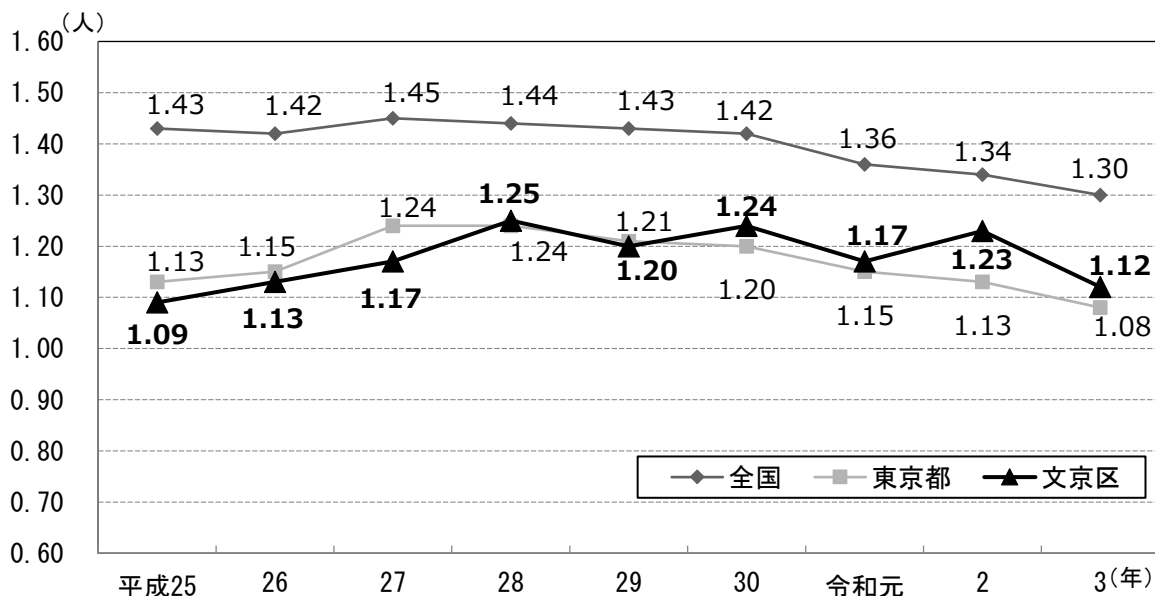
資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京区人口統計資料（各年4月1日現在）

(3) 合計特殊出生率及び出生数の推移

全国の合計特殊出生率は、平成20年代後半は1.40を超えほぼ横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、令和3年は1.30となりました。文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、令和3年は1.12となっています。

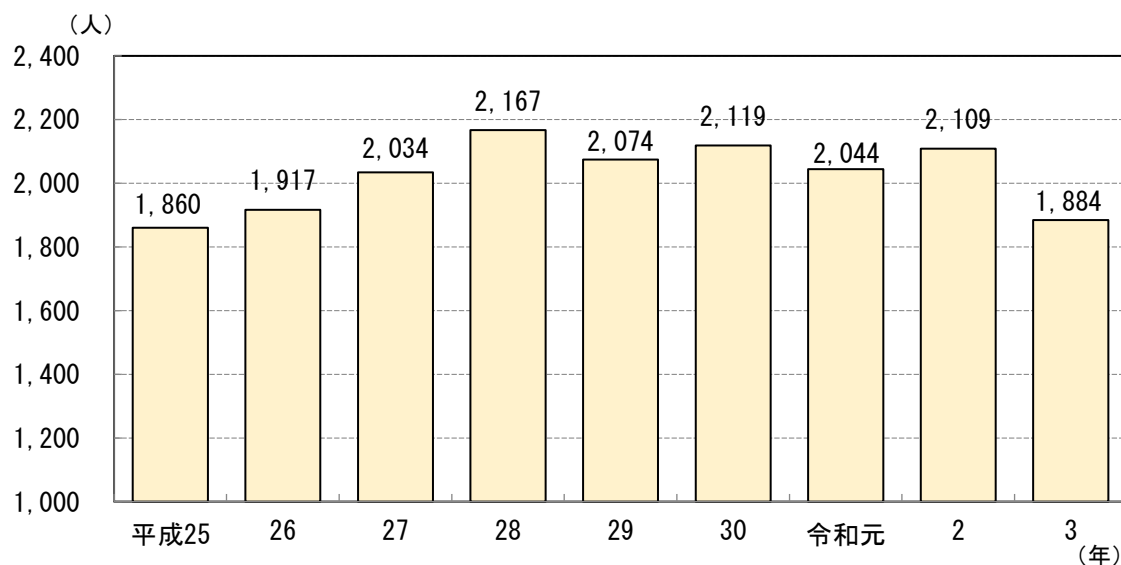
また、文京区の出生数は、平成28年の2,167人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年は大きく減少し、1,884人となっています。

【図表】 2-5 合計特殊出生率の推移（全国／東京都／文京区）



資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及びぶんきょうの保健衛生（文京区）

【図表】 2-6 出生数の推移（文京区）



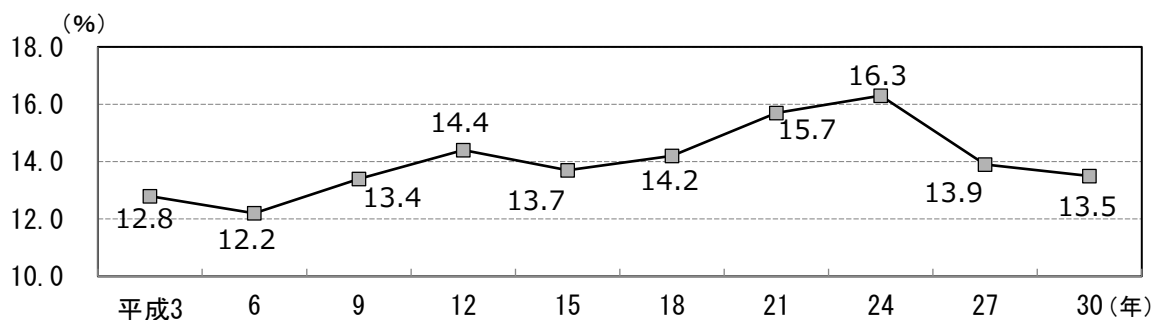
資料：文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）及び文京の統計（文京区）

2 関連データ

(1) 子どもの貧困率等の推移

「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、子どもの貧困率*は平成24年の16.3%をピークに平成30年は13.5%となっています。

【図表】 2-7 子どもの貧困率等の推移（全国）

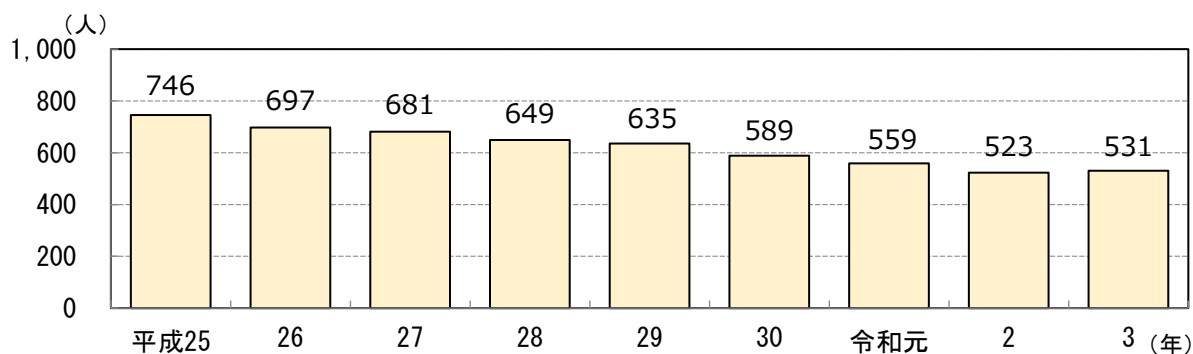


資料：2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当*の受給者数は近年減少傾向でしたが、令和3年は増加に転じ、531人となっています。

【図表】 2-8 児童扶養手当受給者数の推移（文京区）



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（文京区）

* **子どもの貧困率** 子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたもの）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）が貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子どもの割合。なお、子どもの貧困率は、その子が属している世帯の等価可処分所得を元に計算している。

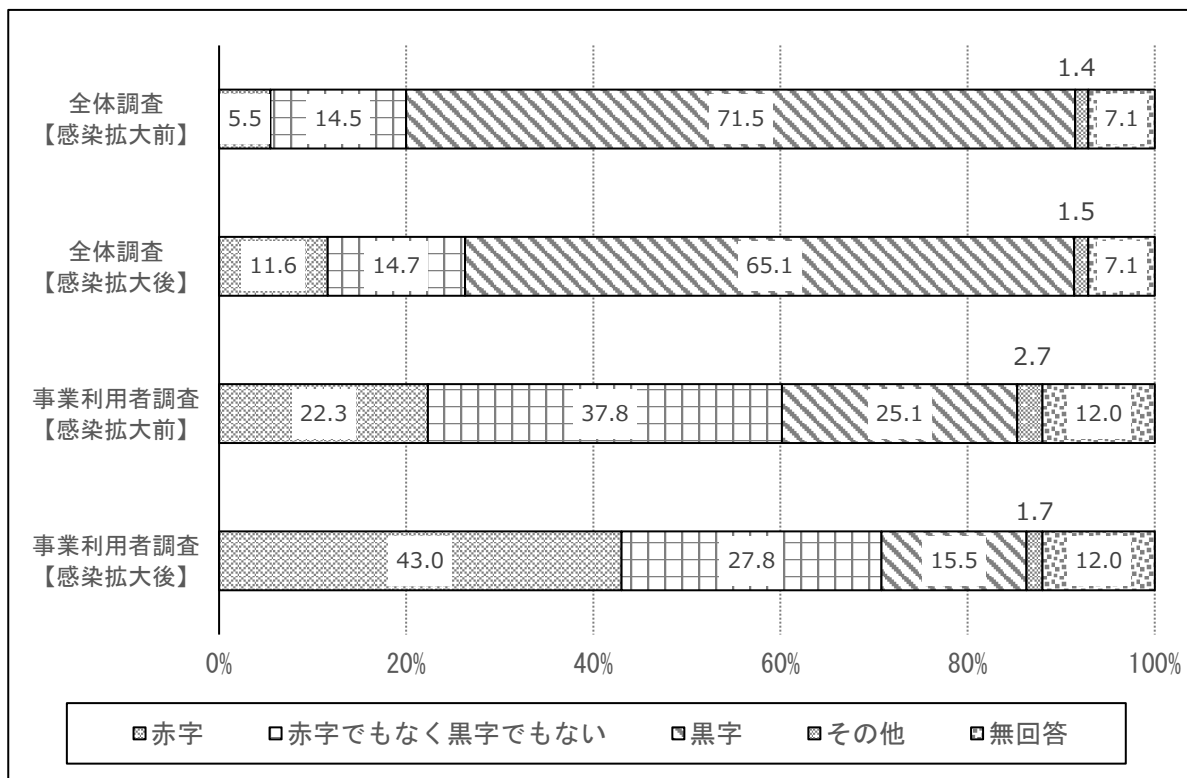
* **児童扶養手当** 国の児童扶養手当法に基づき、離婚などで父又は母と生計を同じくしていない18歳に到達した年度の末日以前の児童（中程度の障害を有する児童は20歳未満）を監護している母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又はその養育者に支給される手当

(3) 家庭の家計状況

令和3年度実施の「文京区子どもの生活状況調査」では、0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭への調査（以下「全体調査」という。）と、児童扶養手当受給者及び就学援助受給者への調査（以下「事業利用者調査」という。）を行いました。

その中で、新型コロナウイルス感染症拡大の前後における家庭の家計状況についてそれぞれ尋ねたところ、全体調査、事業利用者調査ともに「赤字」と回答した割合が約2倍に増加し、この調査結果から、感染拡大後に生活が苦しいと感じている世帯は、全体調査では11.6%、事業利用者調査では43.0%存在していると類推されます。

【図表】2-9 家庭の家計状況（文京区）



資料：文京区子どもの生活状況調査報告書

3 課題

経済的困窮やひとり親家庭への支援など、新型コロナウイルス感染症拡大後においても、子育て家庭が置かれた状況に応じた支援を提供することが求められています。また、「文京区子どもの生活状況調査」では、区が実施する「制度・取組を知らない」とする回答が一定数あり、支援を必要とする家庭への制度・取組の周知が課題となっています。

第3章 計画の体系・計画事業

1 計画の体系

現行の子育て支援計画では、第4章において子育て支援施策を推進するための「主要項目及びその方向性」を、第5章において「計画の体系」及び「計画事業」を掲げています。そのうち、子どもの貧困対策計画の体系（項目及び計画事業）については、以下のとおりとなります。

| 大項目 | 小項目 | 計画事業 |
|------------------------------------|-------------------|----------------------|
| 4 安心して育ち、 子育てでできる 支援体制づくり | 4 子どもの 貧困対策 | 1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援 |
| | | 2 入学支度資金融資あっせん |
| | | 3 奨学資金給付金制度 |
| | | 4 就学援助 |
| | | 5 塾代等助成事業 |
| | | 6 学校給食補助 |
| | | 7 子ども宅食プロジェクト事業 |
| | | 8 子育て支援事業利用料等助成制度 |
| | | 9 福祉手当の支給 |
| | | 10 特別児童扶養手当の支給 |
| | | 11 児童育成手当（障害手当）の支給 |
| | | 12 児童扶養手当の支給 |
| | | 13 児童育成手当（育成手当）の支給 |
| | | 14 ひとり親家庭等医療費助成 |
| | | 15 母子・父子自立支援員 |
| | | 16 母子家庭自立支援事業 |
| | | 17 母子生活支援施設 |
| | | 18 母子・女性緊急一時保護事業 |
| | | 19 母子及び父子福祉資金 |

2 計画事業

4-4-1 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援

| | | | | | |
|---------------|--|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 生活困窮等の理由により、学習環境・生活環境に課題のある子ども及び保護者に対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行う。 | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | | | ○ | ○ |

4-4-2 入学支度資金融資あっせん

| | | | | | |
|---------------|--|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 広く教育の機会の均等を図ることを目的に、区と協定を締結した取扱金融機関による融資をあっせんし、区が利子補給（貸付利子年2.9%、保証料を含む。）を行う。 | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | | | | ○ |

4-4-3 奨学資金給付金制度

| | | | | | |
|---------------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 経済的理由により修学困難な生徒に対し、高等学校等へ入学するに当たり、奨学金を給付する。 | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | | | | ○ |

4-4-4 就学援助

| | | | | | |
|---------------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学に必要な費用（給食費、学用品費等）の援助を行う。 | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | | | ○ | ○ |

4-4-5 塾代等助成事業

| | | | | | |
|-----------|--|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 就学援助補助対象世帯（生活保護受給世帯を除く。）で、中学2年生又は3年生の生徒の保護者に対し、学習塾等の学校外学習にかかる費用の助成を行う。 | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中学生 |
| | | | | | ○ |

4-4-6 学校給食補助

| | | | | | |
|-----------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 特別支援学級に在籍する児童・生徒を扶養している保護者及び児童・生徒を扶養しているひとり親家庭等の保護者であって、一定の所得基準未満の世帯に対して、給食費の補助を行う。 | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中学生 |
| | | | | ○ | ○ |

4-4-7 子ども宅食プロジェクト事業

| | | | | | |
|-----------|--|---------------|---|-----|-----|
| 事業概要 | 子どものいる生活困窮世帯（児童扶養手当・就学援助受給世帯等）のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配送する。定期配送をきっかけに、子どもとその家族を必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいく。 | | | | |
| 計画目標 | 実績（令和3年度） | | 計画内容 | | |
| | <p>宅食を希望する全ての世帯に、定期便と特別便を合わせて年7回の配送を行った。（延べ4,746世帯）</p> <p>また、手渡し率向上による見守り強化のため、子ども宅食では初となる冷凍便を含む特別便を配送し、食支援に重点をおいた施策を実施するとともに、図書カードの配付を行った。</p> | | <p>利用者アンケートを通じて、ニーズを把握するとともに、関係課との連携を一層深め、必要な支援を行う。</p> <p>また、支援対象拡大や子どもの年齢や人数に応じて食品の配送量を調整する取組については、配送を行う団体の業務量等を考慮しつつ、実施について、コンソーシアムにおいて検討する。</p> | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中学生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-8 子育て支援事業利用料等助成制度

| | | | | | |
|-----------|--|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | <p>前年度において住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の利用料の一部又は全額を助成し、経済的な負担の軽減を図る。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育事業（キッズルーム） ・ファミリー・サポート・センター事業 ・おうち家事・育児サポート事業 ・病児・病後児保育事業 ・ベビーシッター利用料助成制度 | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | |

※ 子育て支援事業利用者負担軽減補助は、令和4年4月から子育て支援事業利用料等助成制度に名称を変更しました。

4-4-9 福祉手当の支給

| | | | | | |
|-----------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | <p>心身に障害のある方に対し、障害の程度により、心身障害者等福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給する。（所得制限あり）</p> | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-10 特別児童扶養手当の支給

| | | | | | |
|-----------|--|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | <p>心身に一定程度以上（身体障害者手帳1～3級（一部4級）又は愛の手帳1～3度程度）の障害等がある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。（所得制限あり）</p> | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-1-1 児童育成手当（障害手当）の支給

| | | | | | |
|-----------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 心身に一定程度以上（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症）の障害のある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。（児童育成手当条例に基づく区の制度）（所得制限あり） | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-1-2 児童扶養手当の支給

| | | | | | |
|-----------|--|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。（児童扶養手当法に基づく国の制度） 【対象】18歳に到達した年度の末日以前（身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり） | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-1-3 児童育成手当（育成手当）の支給

| | | | | | |
|-----------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給する。（児童育成手当条例に基づく区の制度）（所得制限あり） | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-14 ひとり親家庭等医療費助成

| | | | | | |
|-----------|--|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | <p>ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部又は全部を助成する。</p> <p>【対象】18歳に到達した年度の末日以前（身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）</p> | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-15 母子・父子自立支援員

| | | | | | |
|-----------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | <p>ひとり親家庭等に必要な情報提供や相談支援を行う。</p> <p>また、自立に向けて、母子及び父子福祉資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業並びに母子生活支援施設の入所の支援を行う。</p> | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-16 母子家庭自立支援事業

| | | | | | |
|-----------|--|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | <p>児童扶養手当受給水準にあるひとり親家庭の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるよう、就職に有利な資格取得の支援として「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業」を実施する。</p> | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-17 母子生活支援施設

| | | | | | |
|-----------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、養育すべき児童（18歳未満）の福祉に欠けることがある場合、本人からの申し込みにより実情を調査し、必要があると認められる場合に母子生活支援施設において母子保護を実施する。 | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-18 母子・女性緊急一時保護事業

| | | | | | |
|-----------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | 配偶者等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に、一時的に公的施設のほか、近隣のホテルや民間のシェルターを活用した保護、相談及び援助を行う。 | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4-19 母子及び父子福祉資金

| | | | | | |
|-----------|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 事業概要 | ひとり親家庭等に対し、経済的自立、生活意欲の助長及び児童の福祉を増進するために必要とする資金を貸し付ける。 【対象】20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等 | | | | |
| 対象ライフステージ | 妊娠期 | 就学前 (3歳未満) | 就学前 (3歳以上) | 小学生 | 中高生 |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |

資料編

資料 1 子育て支援計画の沿革

資料 2 子どもの生活状況調査

資料 3 計画の検討体制

資料 4 計画の検討経過

資料1 子育て支援計画の沿革

| 年 月 | 沿 革 |
|-------------|--|
| 平成 12 年 3 月 | <p>【子育て支援計画の誕生】</p> <p>文京区地域福祉計画は児童福祉を含む区の福祉保健施策に関する総合的な計画として策定しましたが、少子化社会が急速に進展する中、子育て支援を充実したものとするため、地域福祉計画の中に、新たに「児童育成計画」（地方版エンゼルプラン）である「子育て支援計画」を取り入れました。</p> |
| 平成 15 年 3 月 | <p>【子育て支援計画の改定】</p> <p>子育て支援計画をさらに充実させるための改定を行いました。</p> |
| 平成 17 年 3 月 | <p>【次世代育成支援行動計画（前期分）の策定】</p> <p>平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、都道府県及び市町村（特別区を含む）と事業主は、国が定めた「指針」に基づく「行動計画」を策定することが義務づけられました。</p> <p>本区では、これまでの「子育て支援計画」を拡充し、総合的かつ体系的に子育て支援を推進する新たな「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」（平成 17 年度～21 年度）を策定しました。</p> |
| 平成 22 年 3 月 | <p>【次世代育成支援行動計画（後期分）及び保育計画の策定】</p> <p>近年の出生数の動向、子育ての負担感や母親の就労希望など子どもの現状や子育てを取り巻く状況を踏まえ、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」（平成 22 年度～26 年度）を策定しました。</p> <p>また、保育園待機児童数が 50 人以上いる区市町村は、保育需要に対応するための保育計画を策定する必要があり、本区においても、平成 21 年 4 月 1 日の待機児童数が 86 人となったことから、子育て支援計画と一体のものとして保育計画を策定しました。</p> |
| 平成 27 年 3 月 | <p>【子育て支援計画（平成 27 年度～31 年度）の策定】</p> <p>急速な少子化の進行や保護者の就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境の変化する中、子育てを社会全体で支援するため、「子育て支援計画（平成 27 年度～31 年度）」を策定しました。</p> <p>この計画は「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を包含するものとして策定しました。</p> |
| 平成 28 年 3 月 | <p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】</p> <p>平成 27 年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、二一ズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p> |
| 平成 29 年 3 月 | <p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】</p> <p>平成 28 年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、二一ズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 平成 30 年 3 月 | <p>【子ども・子育て支援事業計画の改定】</p> <p>平成 29 年発表の人口統計等により、人口推計の更新を行い、ニーズ量の見直しを行った結果、計画に定める量の見込みが大きく変動することとなったため、計画の一部を改定しました。</p> |
| 令和 2 年 3 月 | <p>【子育て支援計画（令和 2 年度～6 年度）の策定】</p> <p>子育て支援施策の継続性とさらなる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画）（令和 2 年度～6 年度）」を策定しました。</p> |
| 令和 5 年 3 月 | <p>【子どもの貧困対策計画の策定】</p> <p>子どもの貧困対策法の改正や社会状況の変化を踏まえ、「子育て支援計画（追補版）」として「子どもの貧困対策計画」を策定しました。</p> |

資料2 子どもの生活状況調査

文京区に居住する子どもを養育する家庭の支援ニーズ及び昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を把握することを目的とし、令和3年度に「子どもの生活状況調査」を実施しました。

【調査対象】

- 1 0歳から高校生までの子どもを養育する家庭への調査
 - ・ 就学前児童保護者
 - ・ 小学生保護者
 - ・ 中学生保護者と中学生本人
 - ・ 高校生世代保護者と高校生世代本人
- 2 事業利用者調査
 - ・ 児童扶養手当受給者保護者
 - ・ 就学援助受給者保護者
 - ・ 就学援助受給者本人

【調査方法】

- 1 0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭への調査
住民基本台帳から無作為に抽出し、郵送配布及びインターネット回収しました。
- 2 事業利用者調査
事業アンケートと共に任意のアンケートを実施し、郵送配布及びインターネット回収しました。

【調査期間】

- 1 0歳から高校生世代までの子どもを養育する家庭への調査
令和3年9月10日～令和3年10月5日
- 2 事業利用者調査
令和3年10月22日～令和3年11月15日

【調査報告書】

文京区ホームページよりご覧いただけます。

- ・ 文京区ホームページ「子どもの生活状況調査」 URL
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/kekaku/keikaku/jyoukyoutyousa.html>
- ・ 文京区ホームページ「子どもの生活状況調査」二次元コード



資料3 計画の検討体制

文京区地域福祉推進協議会

(1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成8年7月11日8文福福発第504号制定
平成10年5月15日10文福福発第340号改正
平成12年5月12日12文福福発第204号改正
平成18年3月9日17文福福第1183号改正
平成20年1月17日19文福福第569号改正
平成20年4月1日20文福高第43号改正
平成21年2月19日20文福高第2006号改正
平成22年1月22日21文福高第1907号改正
平成24年3月30日23文福高第2847号改正
平成25年12月13日25文福福第10009号改正
平成27年11月26日27文福福第1279号改正
平成28年3月11日27文福福第1757号改正
平成29年12月15日29文福福第1046号改正
令和元年10月31日2019文福福第904号改正
令和2年11月13日2020文福福第614号改正
令和3年11月10日2021文福福第578号改正

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。）に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12文福福発第204号）により募集する。

（任期）

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（構成）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

（意見聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（分野別検討部会）

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 子ども部会

(2) 高齢者・介護保険部会

(3) 障害者部会

(4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17文介第1114号）に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例（昭和50年3月文京

区条例第 15 号) に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第 2 項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部高齢福祉課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課
(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 22 日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成 22 年度から平成 23 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民であるもののうち 4 名以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。

3 平成 24 年度から平成 25 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(公募委員の特例)

2 平成 26 年度から平成 27 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 3 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかか

ならず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25文男子第606号）第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成13年3月文京区規則第30号）第2条第3号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 平成30年度から平成31年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかか

ならず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文紹介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和 2 年度から令和 3 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（公募委員の特例）
- 2 令和 4 年度から令和 5 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱（17 文紹介第 1114 号）第 4 条第 5 号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 令和 4 年度から令和 5 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則（平成 13 年 3 月文京区規則第 30 号）第 2 条第 3 号に規定する区民をもって充てることことができる。
- 4 令和 4 年度から令和 5 年度までの任期に係る協議会の委員で、第 3 条第 2 項第 3 号の公募区民のうち 2 人以内の者については、同条第 3 項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱（25 文男子第 606 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する公募の区民をもって充てる。

(2) 地域福祉推進協議会委員名簿

任期：令和4年4月から令和6年3月まで

| 番号 | 区分 | 氏名 | 団体名等 | 備考 |
|----|-------|--------|-----------------------------|-------------|
| 1 | 学識経験者 | 高橋 紘士 | 一般社団法人高齢者住宅協会顧問 | |
| 2 | | 遠藤 利彦 | 東京大学大学院教授 | |
| 3 | | 平岡 公一 | 東京通信大学教授 | |
| 4 | | 高山 直樹 | 東洋大学教授 | |
| 5 | | 神馬 征峰 | 東京大学大学院教授 | |
| 6 | 団体推薦 | 弓 幸史 | 小石川医師会 | |
| 7 | | 山道 博 | 文京区医師会 | |
| 8 | | 佐藤 文彦 | 小石川歯科医師会 | 4年度第1回まで |
| 9 | | 土居 浩 | 小石川歯科医師会 | 4年度第2回から |
| 10 | | 三羽 敏夫 | 文京区歯科医師会 | |
| 11 | | 岩楯 新司 | 文京区薬剤師会 | 4年度第1回まで |
| 12 | | 新井 悟 | 文京区薬剤師会 | 4年度第2回から |
| 13 | | 諸留 和夫 | 文京区町会連合会 | |
| 14 | | 坂田 賢司 | 文京区社会福祉協議会 | |
| 15 | | 柴崎 清恵 | 文京区民生委員・児童委員協議会(副会長) | |
| 16 | | 木村 始 | 文京区高齢者クラブ連合会 | |
| 17 | | 大橋 久 | 文京区青少年健全育成会 | |
| 18 | | 大内 悦子 | 文京区女性団体連絡会 | 4年度第2回まで |
| 19 | | 堀口 法子 | 文京区女性団体連絡会 | 4年度第3回から |
| 20 | | 佐藤 良文 | 文京区私立幼稚園連合会 | |
| 21 | | 高山 礼子 | 文京区話し合い員連絡協議会 | |
| 22 | | 宮長 定男 | 文京区介護サービス事業者連絡協議会 | |
| 23 | | 中嶋 春子 | 文京区民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員) | |
| 24 | | 佐々木 妙子 | 文京区私立保育園(慈愛会保育園) | |
| 25 | | 山口 恵子 | 文京区知的障害者(児)の明日を創る会 | |
| 26 | | 白土 正介 | 味わいクラブ | |
| 27 | | 平井 芙美 | アビーム | |
| 28 | | 公募区民 | 鳩山 多加子 | (子ども・子育て会議) |
| 29 | 水谷 彰宏 | | (子ども・子育て会議) | |
| 30 | 小倉 保志 | | (地域包括ケア推進委員会) | |
| 31 | 鈴木 悦子 | | (地域包括ケア推進委員会) | |
| 32 | 西村 久子 | | (地域保健推進協議会) | |
| 33 | 小山 忍 | | (地域保健推進協議会) | |
| 34 | 武長 信亮 | | | |
| 35 | 篠木 一拓 | | | |
| 36 | 川上 智子 | | | |

(3) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

平成7年2月20日6文福福発第1188号制定
平成11年5月10日11文福福発第336号改正
平成12年5月12日12文福福発第204号改正
平成13年6月15日13文福福第314号改正
平成16年4月16日16文福福第65号改正
平成18年3月27日17文福福第1255号改正
平成19年3月30日18文福福第623号改正
平成20年4月1日20文福高第45号改正
平成24年3月30日23文福高第2848号改正
平成27年5月25日27文福福第292号改正
平成28年3月11日27文福福第1758号改正
平成30年4月2日30文福福第1515号改正
令和2年3月30日2019文福福第1584号改正

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画（以下「地域福祉保健計画」という。）その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成6年3月文京区規則第10号）第4条第1項（区長、副区長及び教育長を除く。）及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。

- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長、保健衛生部長及び地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長、地域包括ケア推進担当部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。
(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

- 2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。
(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 文京区地域福祉推進本部・本部員名簿

令和5年1月現在

| 番号 | 役職 | 氏名 | 職名 |
|----|------|--------|--------------|
| 1 | 本部長 | 成澤 廣修 | 区長 |
| 2 | 副本部長 | 佐藤 正子 | 副区長 |
| 3 | 〃 | 加藤 裕一 | 教育長 |
| 4 | 本部員 | 大川 秀樹 | 企画政策部長 |
| 5 | 〃 | 吉岡 利行 | 総務部長 |
| 6 | 〃 | 内野 陽 | 危機管理室長 |
| 7 | 〃 | 竹田 弘一 | 区民部長 |
| 8 | 〃 | 高橋 征博 | アカデミー推進部長 |
| 9 | 〃 | 竹越 淳 | 福祉部長 |
| 10 | 〃 | 鈴木 裕佳 | 地域包括ケア推進担当部長 |
| 11 | 〃 | 木幡 光伸 | 子ども家庭部長 |
| 12 | 〃 | 矢内 真理子 | 保健衛生部長 |
| 13 | 〃 | 澤井 英樹 | 都市計画部長 |
| 14 | 〃 | 吉田 雄大 | 土木部長 |
| 15 | 〃 | 鵜沼 秀之 | 資源環境部長 |
| 16 | 〃 | 長塚 隆史 | 施設管理部長 |
| 17 | 〃 | 田中 芳夫 | 会計管理者 |
| 18 | 〃 | 八木 茂 | 教育推進部長 |
| 19 | 〃 | 多田 栄一郎 | 監査事務局長 |
| 20 | 〃 | 小野 光幸 | 区議会事務局長 |
| 21 | 〃 | 横山 尚人 | 企画政策部企画課長 |
| 22 | 〃 | 武藤 充輝 | 企画政策部財政課長 |
| 23 | 〃 | 日比谷 光輝 | 企画政策部広報課長 |
| 24 | 〃 | 久保 孝之 | 総務課長 |
| 25 | 〃 | 畑中 貴史 | 総務部職員課長 |

(5) 文京区地域福祉推進本部幹事会名簿

令和5年1月現在

| 番号 | 役職 | 氏名 | 職名 |
|----|------|--------|--------------------------|
| 1 | 幹事長 | 竹越 淳 | 福祉部長 |
| 2 | 副幹事長 | 木幡 光伸 | 子ども家庭部長 |
| 3 | 〃 | 矢内 真理子 | 保健衛生部長 |
| 4 | 〃 | 鈴木 裕佳 | 地域包括ケア推進担当部長 |
| 5 | 幹事 | 横山 尚人 | 企画政策部企画課長 |
| 6 | 〃 | 津田 智 | 総務部ダイバーシティ推進担当課長 |
| 7 | 〃 | 鈴木 大助 | 総務部防災課長 |
| 8 | 〃 | 福澤 正人 | 福祉部福祉政策課長 |
| 9 | 〃 | 進 憲司 | 福祉部高齢福祉課長 |
| 10 | 〃 | 宮部 義明 | 福祉部地域包括ケア推進担当課長 |
| 11 | 〃 | 橋本 淳一 | 福祉部障害福祉課長 |
| 12 | 〃 | 大戸 靖彦 | 福祉部生活福祉課長 |
| 13 | 〃 | 阿部 英幸 | 福祉部介護保険課長 |
| 14 | 〃 | 中島 一浩 | 福祉部国保年金課長 |
| 15 | 〃 | 中島 一浩 | 福祉部高齢者医療担当課長 |
| 16 | 〃 | 篠原 秀徳 | 子ども家庭部子育て支援課長 |
| 17 | 〃 | 中川 景司 | 子ども家庭部幼児保育課長 |
| 18 | 〃 | 永尾 真一 | 子ども家庭部子ども施設担当課長 |
| 19 | 〃 | 瀬尾 かおり | 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長 |
| 20 | 〃 | 佐藤 武大 | 子ども家庭部児童相談所準備担当課長 |
| 21 | 〃 | 熱田 直道 | 保健衛生部生活衛生課長 |
| 22 | 〃 | 渡部 雅弘 | 保健衛生部健康推進課長 |
| 23 | 〃 | 長嶺 路子 | 保健衛生部予防対策課長（事務取扱保健衛生部参事） |
| 24 | 〃 | 内宮 純一 | 保健衛生部新型コロナウイルス感染症担当課長 |
| 25 | 〃 | 大塚 仁雄 | 保健衛生部保健サービスセンター所長 |
| 26 | 〃 | 木村 健 | 教育推進部学務課長 |
| 27 | 〃 | 赤津 一也 | 教育推進部教育指導課長 |
| 28 | 〃 | 石川 浩司 | 教育推進部児童青少年課長 |
| 29 | 〃 | 木口 正和 | 教育推進部教育センター所長 |

(6) 文京区子ども・子育て会議条例

平成二十五年六月文京区条例第三十一号

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第一項の規定に基づき、文京区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第三条 子育て会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他区長が必要があると認めた者のうちから区長が委嘱する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第五条 子育て会議に会長及び副会長各一人を置き、学識経験のある者のうちから委員が選出する。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子育て会議は、区長が招集する。

(意見聴取等)

第七条 子育て会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要とする資料の提出を求めることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員に関する特例)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十六年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「二十二」とする。

3 施行日以後最初に委嘱された委員の任期については、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

(7) 文京区子ども・子育て会議要綱

25 文男子第 606 号平成 25 年 6 月 20 日区長決定

26 文男子第 4 号平成 26 年 4 月 1 日改正

27 文男子第 570 号平成 27 年 4 月 1 日改正

27 文男子第 4114 号平成 28 年 3 月 14 日改正

29 文子支第 2709 号平成 30 年 3 月 30 日改正

30 文子支第 2629 号平成 31 年 3 月 26 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文京区子ども・子育て会議条例（平成 25 年 6 月文京区条例第 31 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により、文京区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し学識経験のある者 3 人以内

(2) 法第 6 条第 2 項に規定する子どもの保護者 5 人以内

(3) 子ども・子育て支援等に関する事業に従事する者 5 人以内

(4) 事業主を代表する者 1 人

(5) 労働者を代表する者 1 人

(6) 公募の区民 5 人以内

2 前項第 6 号に規定する委員（以下「区民委員」という。）は、別に定めるところにより募集し、決定する。

(欠員補充)

第 3 条 条例第 4 条の規定にかかわらず、区民委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。

(幹事)

第 4 条 子育て会議に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 子ども家庭部長

(2) 教育推進部長

(3) 子ども家庭部子育て支援課長

(4) 子ども家庭部幼児保育課長

(5) 子ども家庭部子ども施設担当課長

(6) 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長

(7) 子ども家庭部児童相談所準備担当課長

(8) 保健衛生部保健サービスセンター所長

(9) 教育推進部学務課長

(10) 教育推進部教育指導課長

- (11) 教育推進部児童青少年課長
- (12) 教育推進部教育センター所長
- 3 前項に規定する者のほか、区長は必要があると認めた者について、区職員のうちから幹事とすることができる。
- 4 幹事は、会長から付託された事項について調査又は研究を行う。
- 5 幹事は、子育て会議に出席して説明を求められたときは、意見を述べることができる。

(庶務)

第5条 子育て会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年6月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(8) 文京区子ども・子育て会議・文京区地域福祉推進協議会子ども部会委員名簿

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

| 番号 | 役職 | 氏名 | 団体名等 | 備考 |
|----|-----|--------|---------------------|----------|
| 1 | 会長 | 遠藤 利彦 | 東京大学大学院教育学研究科教授 | |
| 2 | 副会長 | 高橋 貴志 | 白百合女子大学教授 | |
| 3 | 委員 | 高櫻 綾子 | 青山学院大学准教授 | |
| 4 | 〃 | 水谷 彰宏 | 文京区子ども・子育て会議区民委員 | |
| 5 | 〃 | 古城 侑子 | 文京区子ども・子育て会議区民委員 | |
| 6 | 〃 | 鳩山 多加子 | 文京区子ども・子育て会議区民委員 | |
| 7 | 〃 | 岩永 麻衣 | 文京区子ども・子育て会議区民委員 | |
| 8 | 〃 | 河合 直子 | 文京区子ども・子育て会議区民委員 | |
| 9 | 〃 | 大橋 久 | 文京区青少年健全育成会 | |
| 10 | 〃 | 中嶋 春子 | 文京区民生委員・児童委員協議会 | |
| 11 | 〃 | 大内 悦子 | 文京区女性団体連絡会 | 4年度第2回まで |
| 12 | 〃 | 堀口 法子 | 文京区女性団体連絡会 | 4年度第3回から |
| 13 | 〃 | 佐藤 良文 | 文京区私立幼稚園連合会 | |
| 14 | 〃 | 佐々木 妙子 | 文京区私立保育園（慈愛会保育園） | |
| 15 | 〃 | 須東 朋広 | 文京区認可保育園父母の会連絡会 | |
| 16 | 〃 | 高橋 誉則 | 文京区学童保育連絡協議会 | |
| 17 | 〃 | 福田 恵 | 文京区立幼稚園 PTA 連合会 | |
| 18 | 〃 | 竹内 秀哉 | 文京区立小学校 PTA 連合会 | |
| 19 | 〃 | 大井 明彦 | 文京区立中学校 PTA 連合会 | |
| 20 | 〃 | 鈴木 亮三 | 文京区特別支援学級連絡協議会 | |
| 21 | 〃 | 秋葉 園江 | 東京商工会議所文京支部 | |
| 22 | 〃 | 井島 和彦 | 連合東京都連合会西北地協文京地区協議会 | |

(9) 文京区子ども・子育て会議・文京区地域福祉推進協議会子ども部会幹事名簿

令和5年1月現在

| 番号 | 役職 | 氏名 | 職名 |
|----|----|--------|---------------------|
| 1 | 幹事 | 木幡 光伸 | 子ども家庭部長 |
| 2 | 〃 | 八木 茂 | 教育推進部長 |
| 3 | 〃 | 篠原 秀徳 | 子ども家庭部子育て支援課長 |
| 4 | 〃 | 中川 景司 | 子ども家庭部幼児保育課長 |
| 5 | 〃 | 永尾 真一 | 子ども家庭部子ども施設担当課長 |
| 6 | 〃 | 瀬尾 かおり | 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長 |
| 7 | 〃 | 佐藤 武大 | 子ども家庭部児童相談所準備担当課長 |
| 8 | 〃 | 大塚 仁雄 | 保健衛生部保健サービスセンター所長 |
| 9 | 〃 | 木村 健 | 教育推進部学務課長 |
| 10 | 〃 | 赤津 一也 | 教育推進部教育指導課長 |
| 11 | 〃 | 石川 浩司 | 教育推進部児童青少年課長 |
| 12 | 〃 | 木口 正和 | 教育推進部教育センター所長 |
| 13 | 〃 | 横山 尚人 | 企画政策部企画課長 ※オブザーバー |
| 14 | 〃 | 橋本 淳一 | 福祉部障害福祉課長 ※オブザーバー |
| 15 | 〃 | 大戸 靖彦 | 福祉部生活福祉課長 ※オブザーバー |

資料4 計画の検討経過

1 地域福祉推進協議会

| | 開催日 | 主な議題 |
|---|--------------|--------------------------|
| 1 | 令和4年5月30日(月) | ・子ども・子育て支援事業計画の見直し等について |
| 2 | 令和4年8月23日(火) | ・子どもの貧困対策計画の策定等の検討状況について |
| 3 | 令和5年1月24日(火) | ・子どもの貧困対策計画(案)について |

2 地域福祉推進本部

| | 開催日 | 主な議題 |
|---|--------------|--------------------------|
| 1 | 令和4年5月23日(月) | ・子ども・子育て支援事業計画の見直し等について |
| 2 | 令和4年8月17日(水) | ・子どもの貧困対策計画の策定等の検討状況について |
| 3 | 令和5年1月18日(水) | ・子どもの貧困対策計画(案)について |

3 地域福祉推進本部幹事会

| | 開催日 | 主な議題 |
|---|--------------|--------------------------|
| 1 | 令和4年5月18日(水) | ・子ども・子育て支援事業計画の見直し等について |
| 2 | 令和4年8月9日(火) | ・子どもの貧困対策計画の策定等の検討状況について |
| 3 | 令和5年1月17日(火) | ・子どもの貧困対策計画(案)について |

4 子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども部会

| | 開催日 | 主な議題 |
|---|---------------|--|
| 1 | 令和4年8月1日(月) | ・子どもの貧困対策計画の策定について |
| 2 | 令和4年10月20日(木) | ・子どもの貧困対策計画の策定について |
| 3 | 令和5年1月12日(木) | ・子どもの貧困対策計画(素案)のパブリックコメントの結果について ・子どもの貧困対策計画(案)について |

5 計画改定に関する区民意見の収集状況

計画改定の検討に資するため、令和4年10月に子どもの貧困対策計画(素案)を公表し、以下のとおり区民意見(パブリックコメント)を求めました。

(1) 周知方法

区報及び区ホームページへの掲載、区内関係窓口での供覧等の方法により周知しました。

(2) 意見募集期間

令和4年10月31日(月)から令和4年11月30日(水)まで

(3) 意見募集結果

1人の方から3件の意見をいただきました。

(4) 意見募集の意見等の公表

意見募集の意見等については、子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会に報告するとともに、区ホームページへの掲載等により公表しました。